



こんにちは。5月後半から気温が上がり、夏のような日差しが続いています。寒暖差も大きい時期ですので、体調にはどうぞご注意ください。さて、当事務所では6月から8月にかけて、1年で最も忙しい時期を迎えます。特に6月は、労働保険料の年度更新業務で忙しい日々が続きます。最近では「スキマバイト（短時間・単発の就業）」に関する注意が必要です。報酬がマッチングサービス会社から支払われる場合、自社での支払いがないため、労働保険の対象賃金に含めることをつい忘れてしまいかがちです。しかし、直接の雇用関係があれば、報酬の支払いが第三者であっても、対象賃金として正しく申告する必要があります。こうした新しい働き方への対応は、今後ますます重要になっていくと思われますし、私どもも柔軟に対応できる体制を整えていきたいと思います。今月もどうぞよろしくお願いします。安藤

### 【Contents】

- 求人サイト利用時のトラブル
- 定着するテレワーク
- 事務所スタッフより

## 1. 採用

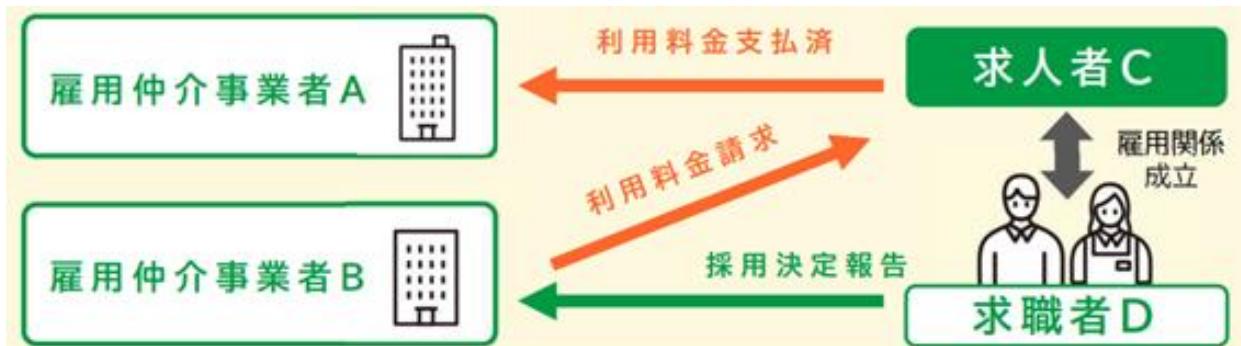
### 求人サイト利用時のトラブル

人材を採用するにあたって、雇用仲介事業者が運営する「求人サイト」を利用するケースも多いと思います。しかし、一部の求人サイトを巡ってトラブルが発生していることから、厚生労働省が注意を呼び掛けています。また、トラブルを防ぐため、厚生労働省は職業安定法に基づく指針を改正し、令和7年4月1日に施行しました。本稿では、求人サイトを巡る主なトラブル事例や対処法をお伝えします。

#### 1. 複数の料金請求

求人サイト（雇用仲介事業者）の多くは、求人者からサービス利用料金（情報提供代金）を取ります。

人材の採用が決まった後に、成功報酬として請求するのが一般的です。「成功報酬型の募集情報等提供事業」と呼ばれ、次のようなトラブルが発生しています。



※厚生労働省リーフレット「求人者の皆さんへ 労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を正しく把握しましょう」より

求人者Cは、雇用仲介事業者Aが運営する求人サイトに無料登録し、求職者に関する情報をもらい、求職者Dの採用が決まりました。求人者Cは、雇用関係が成立したので、利用料金を雇用仲介事業者Aに支払いました。しかし、求人者Cは雇用仲介事業者Bからも、同様の利用料金の支払いを求められました。求人者Cは、採用決定と直接関係ない雇用仲介事業者Bからの請求に納得がいきません。

原因是、求職者Dが雇用仲介事業者A、Bの両方に登録し、Bにも採用決定の報告を行ったためです。そ

の結果、Bからも求人者Cに利用料金の請求が届いたのです。

このトラブルの背景には、採用決定後、雇用仲介事業者が求職者に「就職祝い」として金銭やギフト券を渡すサービスがあります。求職者は、この特典を受け取りたくて、登録した複数の雇用仲介事業者に採用決定の報告をするのです。このため、厚生労働省は令和7年4月1日施行の改正指針で、募集情報等提供事業者による労働者への金銭等提供を、原則禁止しました。

## 2. 利用時の注意点

人材を採用したい中小企業が、複数の成功報酬型サービス事業者を利用するケースもあります。その場合にトラブルを避けるには、採用する労働者について、以下の点を整理し、記録しておくことが欠かせません。

- ✓どの事業者のサービスを通じて面接に至ったのか
- ✓当該労働者と連絡や面接を行った日時や内容
- ✓採否結果の連絡方法・日時
- ✓事業者への成功報酬の支払日 など

別の成功報酬型サービス事業者から請求を受けた場合に、この記録を見せ、「御社から提供してもらった求職者の情報は、今回の採用とは直接関係がない」と説明するとよいでしょう。

また、成功報酬型サービスの契約時には、次の点を必ず確認してください。

※チェック項目は、いずれも厚生労働省リーフレット「求人者の皆さまへ 民間人材サービス（職業紹介、募集情報等提供）を利用する際の留意点」を参考に作成

- ✓労働者を採用したときの事業者への報告（その期限や方法を含む）
- ✓労働者との連絡方法（連絡手段に関する制限の有無など）
- ✓情報提供を受けた労働者を他の機関経由等で採用した場合の扱い（この場合にも料金の支払いを求める定めはあるか、その内容はどのようなものか）
- ✓違約金について（どのような場合に違約金が発生するか、内容・金額）
- ✓返戻金について（早期退職の場合に、支払った料金の一部が返金される定めはあるか、対象となる期間や返戻率）
- ✓契約主体（求人事業所のみに適用される契約なのか、法人全体に適用される契約なのか）

最後の「契約主体」もよく調べてください。契約主体を巡っては、求人者と求職者のマッチングを行う「職業紹介事業者」でトラブルが起きています。ある企業の一つの事業所で、職業紹介事業者から紹介された人材を不採用とした後、同じ企業の別の事業所が、そのことを知らずにこの人材を直接採用したところ、紹介手数料を請求されました。

## 3. さいごに

令和7年4月1日の改正指針で、募集情報等提供事業者や職業紹介事業者には、違約金の額や発生条件を含む

契約の内容について、求人者にわかりやすく、正確に書面やメールなどで明示する義務も課されました。また、厚生労働省は「人材サービス総合サイト」を運営し、全国の募集情報等提供事業者や職業紹介事業者の情報を掲載しています。

人手不足が続いているので、人材の確保は、多くの中小企業で悩みの種になっていると思います。採用については、公共職業安定所（ハローワーク）を活用することもできます。

## 2. 就業環境

### 定着するテレワーク

勤務先のオフィスでなく自宅などで仕事をするテレワークが、コロナウィルス終息後も定着傾向にあることが、国土交通省の「令和6年度テレワーク人口実態調査」の結果で判明しました。本稿では、調査結果のうち、企業や団体などに雇用されて働く人たちのテレワークの現状について、概要を紹介します。

#### 1. 24.6%がテレワークを経験

調査は、国土交通省が総務省やデジタル庁などテレワーク関係府庁と連携し、令和6年10月に実施しました。

企業や団体などに雇われている「雇用型就業者」の有効サンプル数は全国で36,219人。このうち「テレワークをしたことがある」と答えた人（雇用型テレワーカー）は、8,905人でした。割合だと24.6%です。

過去の調査と比べてみると、雇用型テレワーカーの割合は、平成28年度から令和1年度の間は最高でも16.6%にとどまっていましたが、コロナウィルスの感染が拡大した令和2年度には23.0%に上昇し、ピークは令和3年度の27.0%でした。

その後、少し低下したものの、コロナ禍以前と比べ高い水準を保っており、定着傾向にあります。

雇用型テレワーカーの割合は、居住地域別、勤務地

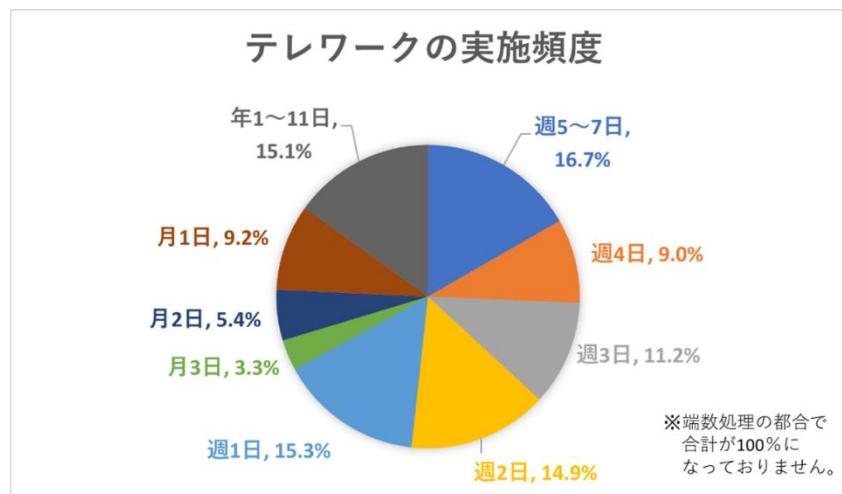
域別にみると、いずれも相対的に首都圏で高くなっています。また、通勤時間が長くなるほどテレワーカーの割合が高く、1時間30分以上では50.6%に上りました。

さらに、雇用型就業者のうち、勤務先に「テレワーク制度等が導入されている」と答えた割合は33.1%でした。内訳は、「社員全員を対象に、社内規定等でテレワーク等が規定されている」(14.3%)、「一部の社員を対象に、社内規定等でテレワーク等が規定され

ている」(11.3%)、「制度はないが会社や上司等がテレワーク等をすることを認めている」(5.9%)、「試行実験（トライアル）を行っており、テレワーク等を認めている」(1.6%)となっています。

## 2. ハイブリッドワークが定着

雇用型テレワーカーのテレワークの実施頻度は、次のグラフのようになっています。



※国土交通省「令和6年度テレワーク人口実態調査」の結果より

「週5～7日」という高頻度でテレワークを行っている人が16.7%に上りました。全体的には、週1～4日テレワークを行い、その他の日は出社する「ハイブリッドワーク」が定着傾向にあるようです。

1週間あたりのテレワーク日数は平均2.1日。令和2年度、3年度の2.4日、令和4年度、5年度の2.3日よりは減りましたが、週2日以上の水準を維持しています。テレワークを継続したいかどうかについては、雇用型テレワーカーの63.7%が「継続意向あり」と回答。このうち55.6%は、テレワークの実施頻度を「増やしたい」と希望しています。

また、調査では、週1日以上テレワークを行っている雇用型テレワーカー(3,827人)に、「仕事」「生活(家事、育児、介護等)」「趣味」「ボランティア」の各項目について、重視する程度(費やす時間)の変化を

尋ねました。その結果、重視する程度(費やす時間)が「上がった」「やや上がった」と答えた割合は、「仕事」では計36.4%だったのに対し、「生活(家事、育児、介護等)」では計58.8%、「趣味」では計47.6%に達しました。

## 3. さいごに

テレワークは、通勤の削減に伴う業務効率のアップやワーク・ライフ・バランスの向上など、企業にも労働者にも一定のメリットがあります。一方、労働時間の管理や、通信費・電気代の負担方法などについて労使間でルールを決めておかないと、思わぬトラブルに発展しかねません。テレワークの導入準備やテレワーク規程の整備など、わからないことがありましたら、弊法人にお声がけください。

## Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「定着するテレワーク」に関連する豆知識をお伝えします。

**Q.** テレワークについて、参考になる他社の導入事例が知りたいです。



**A.** 厚生労働省・総務省のwebサイト「テレワーク総合ポータルサイト」が参考になります。(<https://telework.mhlw.go.jp/>) 本サイトでは導入事例以外にも、テレワークに関連する資料、セミナーやイベント情報、導入にあたって利用できる制度などの情報も掲載されています。

## ✿事務所スタッフより✿

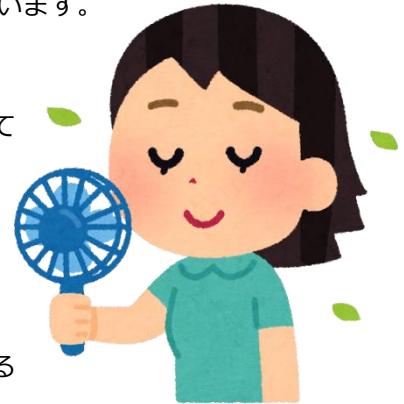
夜になると肌寒い日もまだまだあります、日中は、初夏を感じる日も多くなってきました。新茶の季節に喜びつつも、暑い気候が本当に苦手なので、日に日に夏が近づいてくることに戦々兢々としております。

最近は、少し気が早いかもとは思いつつ暑さ対策グッズをインターネットで探しています。

買うぞー！と決めているのは魔法瓶とセットになっている氷嚢とハンディファンです。

ハンディファンは、去年も購入しようと思っていたのですが、どれを買おうと迷っているうちに夏が終わっておりました。今年もどれを買えばいいのか迷い中でまだ買えていません。種類がありすぎますよね…。

あとは夏本番前に冷房のチェックも忘れずに行おうと思います。最近の夏の暑さは冷房ある無しが死活問題ですよね。それにしても何故最低気温で 10 分冷房を稼働するとチェックできるのでしょうか。不思議です。（野村）



今年の母の日は、久しぶりにカーネーションをプレゼントしました。私はプレゼントを選ぶセンスがあまりないので、毎年母に欲しいものを確認し、それを渡すようにしています。今年のリクエストはエプロンだったのですが、だいぶ予算が余ったので、お花とお菓子を追加で渡すことにしました。自宅用にスーパーの生花コーナーで割引された花を買うことはあっても、誰かに花束を渡すのは久しぶりです。母の日当日、予約していた花束を花屋さんで受け取ったのですが、自分で購入した商品を手渡されただけなのに、花束を渡されるということがこんなにも嬉しいことなのかとびっくりしました。美味しく食べられるわけでもなく、ずっと形に残るものでもないのに、もらった瞬間こんなにも気持ちが華やぐのかと。母も喜んでくれたように思います（画像は、後日母から送られてきたものです）。6月は父の日がありますが、リクエストされたキーケースのほかに、花束を渡してもいいものでしょうか。男性は、あまり花束をもらっても嬉しいでしょうか。プレゼントを選ぶセンスがないため迷っています。（落合め）



104-0033

東京都中央区新川 1-10-10  
とらい館 3 階

安藤社会保険労務士法人  
TEL 03-6206-2320 FAX 03-6206-2321  
URL <https://ando-sr.jp>  
e-mail [ando@ando-sr.jp](mailto:ando@ando-sr.jp)